

令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告について

—政治資金に係る「雑所得」の計算等の概要—

令和7年1月

国 税 庁

令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書は、令和7年3月17日までに提出することになっています。

確定申告については、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」に一般的な説明がありますが、そのほか、申告に当たって参考になると思われる事項を以下にまとめましたのでご覧ください。

なお、事業所得、不動産所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行っている方（青色申告をしている方は除きます。）又は雑所得を生ずべき業務を行っている方で令和4年分のその雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が1千万円を超える方は、確定申告書に「収支内訳書」を添付して提出しなければなりません。（所得税法第120条）

※ 所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、令和6年12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産若しくはその価額の合計額が1億円以上の有価証券等の対象資産を有する方又は令和6年12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する方は、「財産債務調書」を、令和7年6月30日までに提出することになっています。

また、令和6年12月31日において有する国外財産の価額の合計額が5千万円を超える方は、「国外財産調書」を、令和7年6月30日までに提出することになっています。

I 政治資金に係る「雑所得」の計算

政党から受けた政治活動のための資金や、個人、後援団体などの政治団体から受けた政治活動のための物品等による寄附などは「雑所得」の収入金額になりますので、所得金額の計算をする必要があります。

1 所得金額の計算

令和6年分の「政治資金に係る『雑所得』」の金額は、年間の「政治資金収入」から「政治活動のために支出した費用」を控除した差額であり、課税対象となります。

なお、「雑所得」に係る赤字は、他の種類の所得の黒字と損益通算ができません。

いこととなっていますので、政治資金に係る「雑所得」の金額の計算上、赤字が生じることとなった場合であっても、給与所得などの他の種類の所得から差し引くことはできません。

2 政治資金収入

- (1) 「雑所得」の収入金額となる政治資金収入としては、具体的には、次のようなものがあります。

イ 政党から受けた政治活動のための資金

ロ 個人、政党、後援団体などの政治団体から受けた政治活動のための物品による寄附や便益・労務による寄附

《留意点》

- 1 例えば、議員個人の政治活動のために使用する乗用車や事務所の無償提供を受けた場合は、原則として、乗用車や事務所の賃借料相当額は、その議員の「雑所得」の収入金額となり、その乗用車や事務所を政治活動のために使用した場合は、同額が必要経費となります。
- 2 貸付けを受けた資金は、ここにいう政治資金収入には含まれませんが、貸付金であるか政治資金収入であるかは、実質に従って判断されます。

- (2) 選挙運動に関して受けた収入で、公職選挙法第189条の規定に基づく都道府県の選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）への報告がなされているものは、課税されません。

3 政治活動のために支出した費用

政治活動のために支出した費用には、例えば、次のようなものがあります。ただし、上記2の(2)の公職選挙法第189条の規定に基づく都道府県の選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）への報告がなされている収入から支出された費用は、ここでいう政治活動のために支出した費用からは除かれます。

- (1) 専ら政治活動のために使用した秘書、事務所職員（臨時職員を含みます。）の給料、手当など（政策担当秘書、第一議員秘書及び第二議員秘書の給与で国から支給されるものを除きます。）

- (2) 専ら政治活動のために使用した事務所の賃借料その他事務所の費用（備品費など）
- (3) 専ら政治活動のために使用した通信費、旅費
- (4) 国会報告、政見発表などのための費用
- (5) 専ら政治活動のために支出した委託調査費、図書費、会議費
- (6) 政党の政治活動の費用を賄うために経常的に負担する本部費、支部費
- (7) 政治活動に関する交際費、接待費、寄附金（寄附金控除（所得控除）又は政党等寄附金特別控除（税額控除）の対象としたものを除きます。）

《留意点》

- 1 私的消費に属する交際費や接待費は除かれます。したがって、これらのものを政治資金収入から支払った場合であっても、費用として控除できません。
- 2 上記の政治活動のために支出した費用のうち、調査研究広報滞在に係る費用として政治資金収入から控除できる金額は、議員が国から支給される調査研究広報滞在費（非課税、1年分受給した議員の場合は1千2百万円）の額を超えた部分の金額になります。

II 歳費及びその他の収入に係る所得区分

歳費（期末手当を含みます。以下同様とします。）は「給与所得」になりますが、歳費以外の収入がある方は次のような点にご留意ください。

- 1 歳費や国務大臣、大臣政務官などの特別職の職員として各府省庁から支給を受ける給与のほか、法人その他の団体の役員、顧問、相談役などとしての地位に基づき受けた顧問料、報酬なども「給与所得」になります。
- 2 弁護士その他の自由職業者としての事業活動に基づく収入による所得は、「事業所得」になります。
- 3 原稿料、印税、講演料、放送謝金などは、原則として「雑所得」になります。

このほか、例えば、利子、配当、資産の譲渡収入などに係る所得の計算については、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」などをご覧ください。